

「平成21年度食品安全委員会運営計画(案)」に関する御意見の募集結果について

1. 実施期間 平成21年2月12日～平成21年3月13日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 4通

4. 御意見及びそれに対する考え方

該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
【第1 平成21年度における委員会の運営の重点事項】		
(1)	<p>大学等外部の関連研究機関との協調と連携(理由)</p> <p>食品の安全性に関するガイドラインの作成に関する安全基準の作成は、権威ある研究機関との連携なしには考えられないし、策定された安全基準に関しては、その適用に際して毅然たる態度で行って欲しい。不必要な高度な安全性に対する要求は、生産者を追い詰めるばかりではなく社会を混乱に導く。</p>	<p>「平成21年度食品安全委員会運営計画(案)」においては、食品健康影響評価や緊急時対応等において、外部の専門家の専門知識の活用を図るためのネットワーク作りに着手することとしています。</p> <p>食品安全委員会としては、いただいたご意見も参考にして、今後とも外部の研究機関との連携に努めていきたいと考えています。</p>
(2)	<p>食品安全モニター事業とリスクコミュニケーション推進事業との連携について(意見)</p> <p>食品安全委員会運営計画で効果的効率的な意見交換会の開催につとめるなかで食品安全モニター事業との連携を推進するとなっておりますが、岡山会場に2度出席しましたが、モニター会員の中には元食品会社・大学の先生・研究所の職員・栄養士他がおられたが、モニター育成講座への参加の促進にはモニター会員を専門別に分けて育成する方法を考えて欲しい。</p> <p>費用的に無理であれば専門別の育成講座をインターネットで送って欲しい。</p>	<p>食品安全委員会では、地域におけるリスクコミュニケーションを推進していただける担い手として、</p> <p>① 意見交換会などの会議を円滑に推進する技術を有するファシリテーター</p> <p>② 科学的知見に関する情報を分かりやすく説明できるインタープリター</p> <p>の育成を目的として人材育成講座を行っています。このため、職業等の別による育成は行っていません。これらの人材育成講座が開催される際には、その地域のモニターの皆さんへお知らせし、リスクコミュニケーションの推進に積極的に取り組んでいただける方に参加していただけるよう配慮しております。また、講座で使用した資料をホームページに掲載するとともに、リスクコミュニケーション活動で必要となる、食品安全委員会で作成している季刊誌やリーフレットなどの資料につきましても、必要に応じてお送りしておりますが、引き続き、工夫を重ねてまいります。</p>

【第3 食品健康影響評価の実施】

<p>(3)</p>	<p>食品健康影響評価に関するガイドラインの策定を速やかに進めてください。 (意見) 平成19年に、微生物に関するリスク評価のガイドラインが策定されました。しかし、食品添加物や農薬など、その他の案件のリスク評価に関するガイドラインは整備されていません。計画(案)に記載されているように、「食品添加物」「農薬」「動物用医薬品」「飼料添加物」のガイドラインは、リスク評価の実施において重要であると考えます。特に、遺伝子傷害性のある発がん物質については、ADI設定の考え方を明確にする必要があります。これらのガイドラインの策定を速やかに進めてください。</p>	<p>食品添加物、並びに農薬、動物用医薬品、及び飼料添加物の評価ガイドラインについては、策定に向け、専門調査会で審議を進めているところです。早期策定に向け鋭意取り組んでまいります。 なお、遺伝毒性発がん物質については、化学物質・汚染物質専門調査会において、清涼飲料水関連の発がん物質を対象とした、経口発がんリスク評価に関する手引きをとりまとめています。</p>
<p>(4)</p>	<p>リスク評価機関とリスク管理機関の連携を強化してください。 (意見) リスク評価機関とリスク管理機関は、機能的な分離が行われつつ、緊密な連携を図る必要があります。そのことから考えると、例えばリスク管理機関である厚生労働省薬事食品衛生審議会食品添加物部会とリスク評価機関である食品安全委員会食品添加物専門調査会で、年度内にリスク管理およびリスク評価を実施すべき食品添加物の種類について、共通の作業計画を作るなど互いに共通の計画や政策のもとにリスク分析のプロセスを実施することが効果的だと考えます。 たとえば、コーデックスでは、リスク評価機関の担当者がリスク管理機関の会議を傍聴するために必要に応じてオブザーバー席を用意する等、積極的に情報の共有化や連携が図られています。このことは、リスク分析のプロセスをすすめるにあたって非常に効果的であると考えます。 わが国においても、リスク評価機関とリスク管理機関の情報の共有化や連携により、より効果的なリスク分析のプロセスがすすめられると考えます。</p>	<p>ご指摘の点については、リスク評価及び管理のプロセスの効率化の観点から、食品安全委員会とリスク管理機関の担当者間で緊密に連携をとり、業務を遂行しています。また、相互の会議を傍聴し、進捗状況の把握に努めています。 例えば、食品添加物の場合、評価依頼に当たって、事前に担当者間で、審議の見通しや、要請者から適切な資料が提出されているかを確認しています。また、食品安全委員会食品添加物専門調査会での審議を厚生労働省担当者が傍聴するとともに、評価結果通知後の薬事・食品衛生審議会食品添加物部会での審議を食品安全委員会担当者が傍聴し、双方の情報の共有を図っています。 今後とも、リスク管理機関と連携し、審議の効率化を進めていきたいと考えています。</p>

<p>(5)</p>	<p>食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査について (意見)</p> <p>食の安全を推進する上で、「平成21年度においては、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要しているものについて、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。」ことは、必要不可欠なものと考えます。しかしながら、厚生労働省による食品規格(残留基準)の設定作業に非常に長期間(従来は5から7ヶ月間であったが、現状は1年以上)を要している。食品安全委員会による食品健康影響評価の結果通知を受けたが残留基準値の告示が行われていない農薬数は、現在77(7ヶ月以上経過している農薬数は43)にも増加し続けています。したがって、食品安全委員会の運営計画に則り、厚生労働省に対して適時適切な施策実施を行うよう直ちに改善を求める等、適切な対応を取っていただきたい。</p>	<p>食品安全委員会は、食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保のため、リスク管理機関の施策に反映されているかどうかを監視し(モニタリング)、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告することとなっています。このモニタリングは、半年ごとにこれまで9回実施し、現在までのところ、勧告の必要性は認められませんでした。</p> <p>食品健康影響評価の結果に基づく農薬の食品規格(残留基準)設定については、厚生労働省に置かれている薬事・食品衛生審議会において審議中、残留基準設定に必要な資料を収集中、若しくは基準案を検討中であり、今後、薬事・食品衛生審議会で審議を行う予定であるものと承知しています。</p> <p>平成21年度においては、ご指摘の点も含めてリスク管理機関による施策の実施状況をモニタリングし、運営計画に基づき、必要に応じて適切な対応を行っていきたいと考えています。</p>
------------	--	---

【第4 リスクコミュニケーションの促進】

<p>(6)</p>	<p>食品の安全性に関するガイドラインの作成 (意見)</p> <p>新規に開発された農薬や資材などの安全基準を含むが、その前に安全基準の基本は、全ての食品に関してゼロリスクということはありません。最近の一部消費者及びマスメディアからの意見や要求を聞くと、100%安全であることを主張し、それに対して委員会及び行政府が確たる対応ができていないように思われ、それが食の安全に関して世間一般に不必要な不安を与えている一因ともなっている側面があるように思われる。科学的根拠に基づき、毅然とした対応を切に期待したい。</p>	<p>食品安全委員会は、科学に基づくリスク評価機関として、国民が過度の不安を抱いたり、社会的混乱が起らないよう、食品摂取による健康被害に関する重大な事柄について、委員長談話を公表するなどの情報提供を行ってきました。</p> <p>また、食品の安全性に関する情報を、ホームページ、季刊誌「食品安全」、メールマガジンなどを通じてお知らせしています。</p> <p>今後も、リスク分析の考え方など食品の安全性に関する情報について、より多くの方に知っていただけるよう情報発信を進めていきたいと考えています。</p>
------------	--	---

<p>(7)</p>	<p>策定された安全基準の公表とその内容の周知 (意見)</p> <p>公表の仕方にはこの情報化時代であるので様々な方法があるが、官報、ホームページ、地方公共団体を通じる方法などで十分であろう。内容の性格から言って、普段知っている必要はないが、必要な折に知りたいもの、という性格があるからである。</p>	<p>食品安全委員会で行っているリスク評価の結果については、リスク評価案の審議過程で国民の皆様から広くご意見・情報の募集期間を設けているとともに、評価結果についてはホームページへ掲載しています。</p> <p>このほか、評価結果を含めた食品安全に関する情報提供については、ホームページ、季刊誌「食品安全」、メールマガジンなどを通じてお知らせしています。</p> <p>今後も、このような方法を通じて、必要な情報の提供に努めていきたいと考えています。</p>
<p>【第5 緊急の事態への対処】</p>		
<p>(8)</p>	<p>法定伝染病の発生等、緊急事態の発生時の対応方法に関するマニュアルの作成 (意見)</p> <p>一旦緊急事態が発生した場合の中央・地方政府機関などへの速やかな連絡と対応体制の確立によって、パンデミックな広がりへの防止と風評による混乱防止ができるような体制づくりが求められるが、そのための科学的、技術的な指導を行う。</p>	<p>大規模又は広域にわたる食中毒が発生した場合等の緊急事態には、政府全体として危害の拡大や再発防止に迅速かつ適切に対応できるよう、食品安全委員会及びリスク管理機関は、マニュアルを整備するなどの体制整備をしています。</p> <p>また、食品への薬物混入事案のような関係府省庁が幅広く連携して対応すべき事案についても、消費者行政推進担当大臣の下、関係府省庁に置かれた「消費者安全情報総括官」を核として、情報共有を図りつつ政府一体となって対応できるよう、マニュアルを整備するなどの体制整備をしています。</p> <p>このような体制の中で、「平成21年度食品安全委員会運営計画(案)」のとおり、食品安全委員会は緊急時に科学的知見を速やかに情報提供することとしており、このような取組を通じてご指摘の役割の一端を担っていきたくと考えています。</p>

【第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用】

<p>(9)</p>	<p>海外政府機関や国際機関との連携により食の安全性に関して整合性を図る。 (理由) 近年海外から輸入される食料品の安全性に関してトラブルが多発している。その内容を見ると、中には輸出国とわが国での安全レベルに違いがあることによって発生している問題もある。一般的に見て、わが国の安全基準は諸外国に比べて、より厳しい基準となっている事例が多いように思う。食料の自給率が40%を割り込んでいる現状を考慮すると、わが国の安全基準も国際的な基準に準拠させる(妥協する)ことも必要であろう。一部輸出国から非関税障壁と見なされないようにするためにも。</p>	<p>食品安全委員会は、国際会議等への参加、海外政府機関や国際機関への訪問、国外の専門家の招へいなどにより最新の科学的知見等の収集に努めるとともに、食品安全委員会が行った食品健康影響評価(リスク評価)の結果を海外政府機関や国際機関に情報提供しています。食品安全委員会は、このような海外関係機関との連携などを通じて、科学的に適切で国際的にも調和のとれた信頼度の高いリスク評価の実施に取り組んでいます。 なお、今回いただきましたご意見は、安全基準についてであり、リスク管理措置に関するものと考えられるので、リスク管理機関にお伝えすることとします。</p>
<p>【その他】</p>		
<p>(10)</p>	<p>委員会の所轄について (意見) * 賞味期限・消費期限の設定とその運用に関してはどの機関が行っているのか。 * 食品の加工製造及び流通過程における安全性の確保はどの機関の管轄下にあるのか。 これらに関しては委員会の管轄分野ではないと思うが、食品の安全という見地からすれば、消費者にしてみれば、「その件に関しては委員会の所轄ではありません」という対応をされると、一般に言われる縦割り行政の弊害、と採られる危険性がある。これらの問題を所轄する機関との連携が望まれる。またできればこれらの問題についても委員会が担当するのが妥当かも知れない。その結果食品安全委員会を名乗る委員会はその名の通り、食の安全基準に関しては全てを監督し、省庁の枠を超えた仕事を効率よく行い、その結果を広く国家的な課題となっている行政の合理化の一環となるかも知れないと思う。勿論そのためには、委員会は全ての省庁から独立した機関でなければならないのは言うまでもない。</p>	<p>現在の食品安全行政においては、食品安全委員会が食品健康影響評価を行い、厚生労働省や農林水産省等のリスク管理機関が、評価結果に基づき食品供給行程における規格基準の策定や指導取締り等のリスク管理措置を講じています。 このように各行政機関が一定の役割分担を行うことにより、食品安全行政が進められている現状をご理解いただければと思います。 このような中で、食品安全委員会としては、ご指摘のようにリスク管理機関等とのより一層の連携強化に努めていきたいと考えています。</p>